

2020. 4. 22 付けで愛知県より以下の案内が発表されました。(県ホームページより転載)

詳細は、[愛知県ホームページ](#)でご確認ください。自店が対象となる施設か【協力金交付対象施設一覧】や【よくあるご質問】等も併せてご確認ください。岡崎商工会議所

掲載日：2020年4月22日更新

愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について

愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金実施概要

4 / 22 に発表された追加内容です

協力金の交付対象の解釈の統一について (4月21日・22日更新)

1 面積要件

新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づく「休業協力要請」において、床面積 1000 平米超のみ休業要請対象になっている施設についても、緊急事態措置の期間である 5 月 6 日まで、より強力に休業要請に協力していただくため、関係者の皆様からの強い要望等を踏まえ、協力金の支給対象とします。

これらの施設の休業期間については、4月21日に解釈を統一したことから、期間は弾力的に対応することとします。少なくとも 23 日から休業をお願いします。

<床面積の合計が 1000 平米超の場合に休業要請を行っている施設>

- 博物館等
- 大学・学習塾等 (オンライン授業、家庭教師は対象外)
- ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)
- 商業施設

★「商業施設」のみ以下抜粋して添付してあります。

種類	内訳
商業施設 【床面積に <u>関係なく</u> 交付対象】	ペットショップ (ペットフード売場を除く)
	ペット美容室(トリミング)
	宝石類や金銀の販売店
	住宅展示場(戸建て、マンション)
	古物商(質屋を除く)
	金券ショップ
	古本屋
	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	囲碁・将棋盤店
	DVD/ビデオショップ・レンタル
	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ
	土産物店
	旅行代理店(店舗)
	アイドルグッズ専門店
	ネイルサロン
	まつ毛エクステンション
	スーパー銭湯
	岩盤浴
	サウナ
	エステサロン
	日焼けサロン
	脱毛サロン
	写真屋・フォトスタジオ
	美術品販売
	展望室

自店が対象施設か
ご確認ください。
この他にも追加された
対象施設もあります。
詳細ホームページ参照

2 対象者

中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人等も対象となります。

よくあるご質問

よくあるご質問（4月21日、22日版）4月22日13時現在 [PDF ファイル/180KB]

※随時変更・更新がありますので、最新情報をご確認ください。

協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業協力要請に応じて、要請期間中、休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける地元中小事業者に対し、協力金を交付いたします。

■支給額

50万円（1事業者あたり）

対象要件

○ 新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づく「休業協力要請」により、休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業、小規模事業者、個人事業主が対象となります。また、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人等も対象となります。

・休業要請等の対象となる施設については、次のとおりです。

[協力金交付対象施設一覧 \[PDF ファイル/135KB\]](#)

・今回の協力金は、県の要請の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象としています。

・緊急事態措置以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。

・県内の事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、県外に本社がある事業者も対象となります。

○ 休業協力要請期間中（2020年4月17日から5月6日までの期間）に休業等の要請に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。

・飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。（終日休業を含む。）

・全面的な協力とは、休業協力要請の全期間（4月17日から5月6日までの期間）、要請に応じて休業等を行っていただくことが基本です。ただし、4月17日は調整等を念頭に置いて弾力的に対応することとし、営業の実績があっても構いません。

4
/
17
発表
内容
です

申請手続

■申請受付期間

2020年5月中旬～6月中（予定）

■申請に必要な書類（予定）

1) 協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

2) 営業実態が確認できる書類

（例）確定申告書の写しのほか、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など

3) 休業の状況が確認できる書類

（例）事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写し など

4) 誓約書

※この協力金は、令和2年4月補正予算が愛知県議会で可決された場合に実施するものとします。

お問い合わせ先

愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」（コールセンター）

開設時間 9時～17時（土日祝日を含む毎日） 電話番号 052-954-7453

※只今、大変電話がつながりにくい状況になっています。御承知おきください。